

道 府 県 た ば こ 税 の 手 持 品 課 税 納 税 申 告 書

※		申告者の種別		卸 ・ 小		整理番号		※	
令和 年 月 日		営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(千 ー) (百 ー ー)		店舗名 (ー ー ー)			
知事殿 申告者		住所又は居所		(千 ー) (ー ー ー)					
		氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ)					
		個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。					
		同上代理人							
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、道府県たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。									
製造たばこの区分		所持重量		所持する製造たばこの数量		地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)			
紙巻たばこ				⑥ 本		★ ⑥ 本			
葉巻たばこ		① g		⑦ (①×1) 本		★ ⑦ 本			
パイプたばこ		② g		⑧ (②×1) 本		★ ⑧ 本			
刻みたばこ		③ g		⑨ (③×0.5) 本		★ ⑨ 本			
加熱式たばこ				⑩ 本		★ ⑩ 本			
かみ用のたばこ		④ g		⑪ (④×0.5) 本		★ ⑪ 本			
かぎ用のたばこ		⑤ g		⑫ (⑤×0.5) 本		★ ⑫ 本			
所持する製造たばこの数量の合計		⑬ (⑥～⑫の合計) 本							
区 分		課税標準となる製造たばこの本数		1本当たりの税率		税額 (1円未満切捨)			
道府県税		⑭ (⑬) 本		0.07		⑮ (⑭×0.07) 円			
区 分		税額の合計額 (1円単位で記入)		修正申告の場合の修正申告前の確定額		納付すべき税額 (1円単位で記入)			
道府県税		⑯ (⑮) 円		⑰ 円		⑱ (⑯又は⑰－⑰) 円			
税理士法第30条の書面提出		作成税理士署名							
税理士法第33条の2の書面提出		(有)		(電話番号 ー ー)					
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称		所在地 (千 ー) (百 ー ー)				名 称			
		(千 ー) (百 ー ー)							
都道府県整理欄									
修正申告の場合の当初申告年月日		※ 令和 年 月 日		確認		※		納 期 限	
通 信 日 付 印		※ 令和 年 月 日		確認		※		令 和 年 月 日	
番号確認		※ 身元確認		※ 確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 (ー ー ー)		※			

(注)1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第1号様式記載要領

1 この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。)附則第12条第3項又は附則第13条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。

2 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。

3 「⑩」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第74条の4第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。

4 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。

(1) 平成30年改正法附則第12条第2項又は附則第13条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」の欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

(2) 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑭」欄には、「地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

都道府県提出用
(第一号様式)